

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省経済産業政策局企業行動課）

項 目 名	減価償却資産に係る取得価額基準等の見直し		
税 目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	減価償却資産取得時に、①10 万円未満の資産を取得時に全額損金算入、 ②10 万円以上 20 万円未満の資産は3年均等で損金算入が可能である制度等について、足下の物価上昇等を踏まえた基準額の見直しを行う。		
	所得税法施行令第 138 条、第 139 条 法人税法施行令第 133 条 第 133 条の 2 等		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改 正 増 減 収 額)	精査中 (— 百万円) — 百万円

新設・拡充又は延長を必要とする理由		(1) 政策目的 物価上昇が継続していること等を踏まえ、長年据え置かれてきた本制度の基準等の見直しを行う。 (2) 施策の必要性 経済財政運営と改革の基本方針 2026（令和 8 年 7 月 2 1 日閣議決定） （経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成への転換） 「責任ある積極財政」の下、デフレ・低成長時代の一律抑制型の予算編成から、物価・賃金上昇を的確に反映し、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へ転換する。このため、令和 8 年度当初予算から実現した経済・物価動向等の的確な反映を更に進めるなど、必要な財政需要に確実に対応する。その際、官公需における適切な価格転嫁を徹底するとともに、医療・介護・保育・福祉等の公定価格について、現場の人材確保、経営の安定、サービスの質の確保に必要な対応を進める。あわせて、予算・税制における各種基準額や閾値について、物価・賃金上昇や経済社会の変化を踏まえ、必要な点検・見直しを進める。 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版 （令和 7 年 6 月 13 日閣議決定） Ⅹ. 新しい資本主義実現に向けた取組の確実な推進 1. 全府省庁における予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の総点検と見直し 経済が物価上昇に転じた中で、政府の予算や制度もまた物価上昇に的確に対応できるよう変わっていかねばならない。政府自身が、物価上昇を上回る賃金上昇の実現に向けて率先垂範すべく、省庁横断で総合的に予算・税制に係る公的制度の基準額や閾値の点検と見直しに取り組む。	
		政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
今回の要	合理性		

		政 策 の 達成目標	長年据え置かれてきた本制度の基準等について、足下の物価上昇等を踏まえた見直しを行うことで、企業の事務負担軽減を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	減価償却資産を取得し事業の用に供する事業者等において広く活用が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	減価償却資産を個別に管理することの事務負担に対応する配慮として設けられている ・ 10 万円未満の資産を取得時に全額損金算入、 ・ 10 万円以上 20 万円未満の資産は 3 年均等で損金算入が可能である制度等 の基準について長年据え置かれていることを踏まえ、足下の物価上昇等を踏まえた基準額の見直しを行うことで、企業の事務負担軽減に資することができ、手段として有効。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置 の 妥 当 性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別 措 置 の 適用実績	—
		租特透明化 法に基づく 適用実態 調 査 結 果	—
		租税特別措 置の適用に よる 効 果 (手段として の有効性)	—
		前回要望時 の達成目標	—
		前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯			経済産業省として過去要望したことはない。